

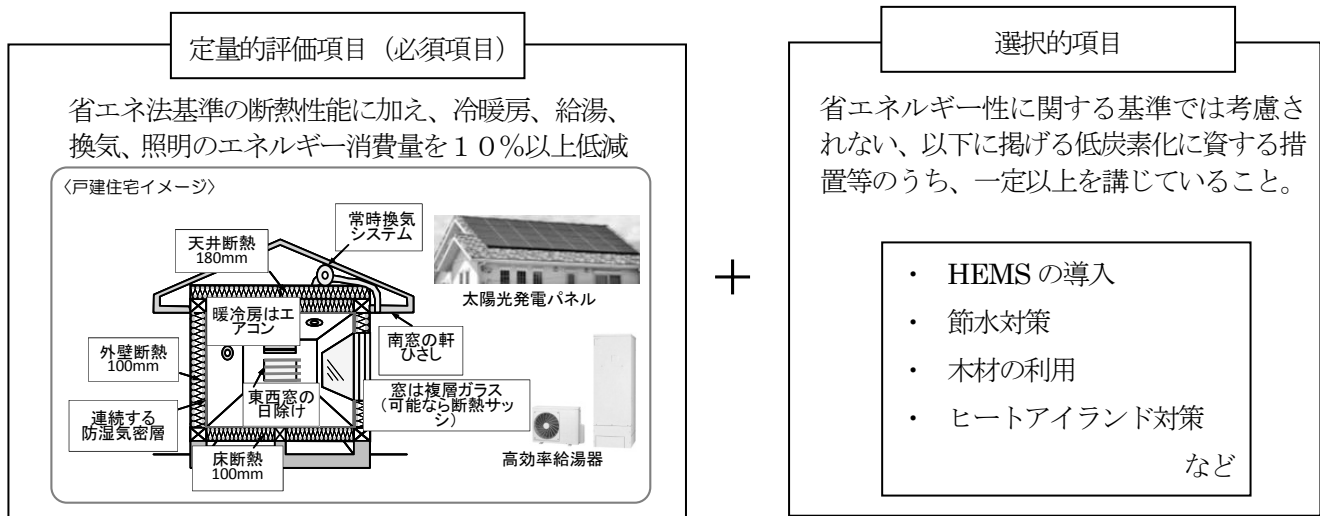
## 文京区への低炭素建築物新築等計画の認定申請について

平成24年12月4日に都市の低炭素化の促進に関する法律が施行されました。本法により、市街化区域等において、低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者は、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請できることとなりました。

### I. 認定制度の概要

#### ● 認定要件

認定を受けるためには、市街化区域等内であり、下記の認定要件を満たす必要があります。



#### ● 認定によるメリット

- ・ 低炭素建築物の認定基準に適合させるための措置（蓄電池、蓄熱槽の設置など）により通常の建築物の床面積を超える場合に、当該低炭素建築物の延べ面積の1/20を限度として、容積率への不算入
- ・ 所得税等の軽減（平成29年2月現在）

居住年	最大控除額引き上げ（10年間）
平成26年（4月）～ 平成31年（6月末まで）	500万円（一般400万円）

※税の軽減についての詳細は国土交通省のホームページ（裏面下欄）をご覧ください。

### II. 認定手続きの流れ

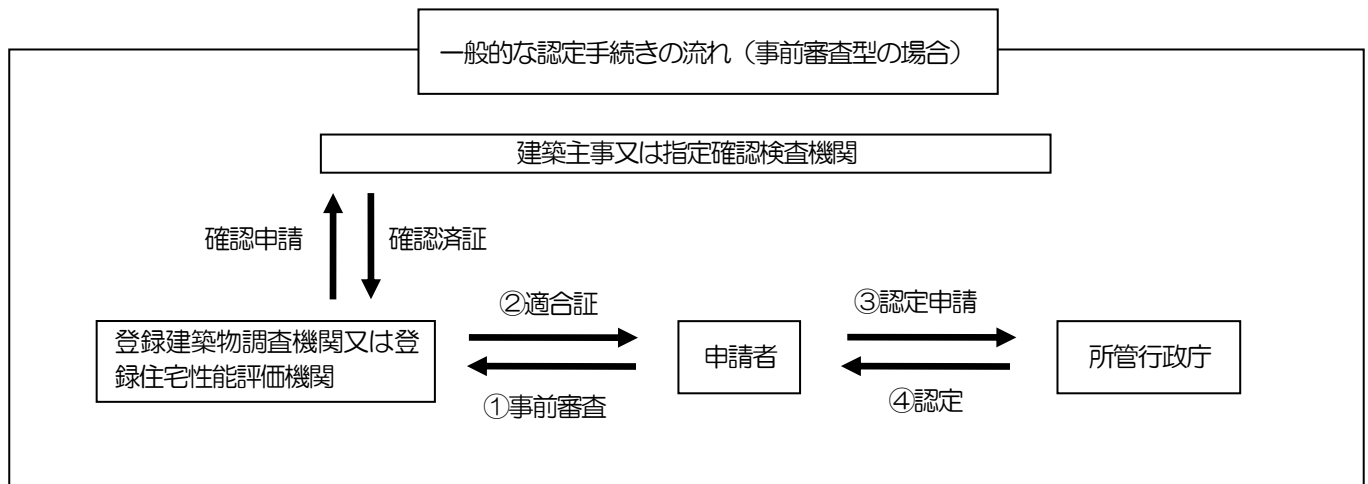
- ・ 認定手続きは建築物の着工前に行います。
- ・ 事前審査は、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関で可能となります。

※ 住宅のみの用途に供する建築物及び住戸の認定の場合：登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関

※ それ以外の認定の場合：登録建築物調査機関

登録建築物調査機関一覧：国土交通省 HP ([http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house.tk4\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house.tk4_000013.html))

登録住宅性能評価機関の検索：一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 HP (<http://www.hyoukakyokai.or.jp/index.php>)



※：認定の中で容積率の特例を受ける場合は、確認済証交付の前に認定手続きが完了している必要があります。

その場合は、建築指導課審査担当にて建築確認の事前相談を受けてください。

- 認定審査に必要となる期間については、直接窓口にお問合せください。

### Ⅲ. 認定申請時の注意点

- 認定を受けようとする建築物の着工前に申請してください。着工後の申請は受付できません。
- 代理人による申請の場合は、委任状（正、副本用各一部）が必要となります。
- 認定手数料については「文京区 低炭素建築物新築等計画申請手数料一覧表」をご覧ください。
- 申請の際は、事前にご相談ください。

### Ⅳ. 問い合わせ窓口

文京区 都市計画部 建築指導課 調査担当 TEL：03-5803-1266

文京区 都市計画部 建築指導課 設備担当 TEL：03-5803-1265

※文京区内において、同一敷地内に延べ面積が1万平方メートルを超える建築物がある場合は東京都にご相談ください。

#### ● 参考情報（平成29年2月現在）

法制度の解説・主旨等：国土交通省HP その1 ([http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000065.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html))

住宅税制について：国土交通省HP ([http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/zeisei\\_index2.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/zeisei_index2.html))